

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和元年9月13日)

[件名]

- 1 液体ミルクの連携備蓄への導入について
(危機管理政策課) … 1
- 2 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について
(危機管理政策課) … 2
- 3 令和元年度鳥取県国民保護実動訓練の実施結果について
(危機対策・情報課) … 4
- 4 岡山県新見市の豪雨災害に対する鳥取県職員災害応援隊の派遣について
(危機対策・情報課) … 5
- 5 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第55報）
(原子力安全対策課) … 6
- 6 島根原子力発電所の保安規定違反（記録誤廃棄）について
(原子力安全対策課) … 8
- 7 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の解析における入力値の誤りについて
(原子力安全対策課) … 9
- 8 令和元年度鳥取県地域防災推進大会の開催について
(消防防災課) … 11
- 9 鳥取県西部地震から19年フォーラムの開催について
(消防防災課) … 12

危機管理局



液体ミルクの連携備蓄への導入について

令和元年9月13日
危機管理政策課

この度、液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の備蓄を連携備蓄として行うことになったので、報告します。

1 概要（経過）

県と市町村による「防災対策研究会」（8月2日開催）において、液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の連携備蓄による導入について提案し、全市町村から賛同が得られたため、来年度の出水期までを目途に、現在乳児用の非常食として市町村が備蓄している粉ミルクの一部（概ね2割）を液体ミルクに置き換えて各市町村が分担し備蓄する。

（今年度既定予算で対応可能なところは今年度。予算措置が必要なところは補正予算又は来年度当初予算で対応し、遅くとも令和2年度の出水期（6月10日）までに整備予定。）

<連携備蓄>

鳥取県西部地震を教訓に、低コストで効率的な備蓄が行えるよう、県と市町村の役割分担を「防災対策研究会」で検討し、あらかじめ備蓄目標を定め県と市町村が連携し備蓄を行う取組み。

大まかな役割分担としては、県において発電機等の資機材を備蓄し、市町村において非常食等の生活関連物資を備蓄している。

2 導入効果

従来の粉ミルクでは、災害時にライフラインがストップし、清潔な水が手に入らない状況やお湯が沸かせない状況では調乳ができなかったが、液体ミルクを備蓄することにより調乳・温めることなくほ乳瓶に移してそのまま授乳を行うことができるようになる。

さらに、使い捨てほ乳瓶の備蓄も行うこととし、これにより液体ミルク使用時のほ乳瓶の洗浄・消毒が不要となる。

なお、液体ミルクは常温保存が可能となっている。

3 導入数量

○液体ミルク備蓄数量

明治製 240ml 缶で約 700 本（江崎グリコ製 125ml 紙パック製品もありどちらを備蓄するかは市町村の判断としている。）

○使い捨てほ乳瓶備蓄数量

缶の数と同数

4 液体ミルクの国内での販売等の状況

- ・平成 30 年 8 月 液体ミルク国内での製造販売解禁
- ・平成 31 年 1 月 31 日 液体ミルク製造承認：明治 240ml 缶、江崎グリコ 125ml 紙パック
- ・令和元年 5 月 31 日 国の防災基本計画に毎年度調達可能量を調査する物資として記載

5 県単位での備蓄の状況

8月上旬：三重県において都道府県としては初めて液体ミルク明治製を 610 缶備蓄済。（使い捨てほ乳便は備蓄していない）

6 参考

国内で販売されている液体ミルクは次の2種類

区分	賞味期限
明治製 ほほえみ らくらくミルク	製造から 12 か月
江崎グリコ製 アイクレオ 赤ちゃんミルク	製造から 6 か月

津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定について

令和元年9月13日
危機管理政策課
河川課

本県では、津波浸水想定区域の公表(平成30年3月)に続いて、警戒避難体制の強化を図るため、この度、沿岸部の9市町村のうち指定の同意が得られた7市町村(鳥取市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町)について「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」の指定【津波防災地域づくりに関する法律(以下「津波法」という。)第53条】を行います。(9月17日告示予定)

残る米子市、境港市については、今後、両市から希望のあった住民説明会等の周知を実施した上で、今年度の指定に向けて調整を進めていきます。

<イエローゾーン指定の目的とこれまでの取組との変更点>

<p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波から「逃げる」体制を整備する。 <p>1) 指定による新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難確保計画作成、避難訓練実施の義務化。 宅地建物取引業法に基づく取り引き時における重要事項説明の義務化。 <p>2) 従来からの取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップに、浸水域や浸水の深さだけでなく地形や建物の影響による津波のせり上がりを含めた安全な高さを示す「基準水位」を追加。
--

1 これまでの経過

- 平成30年3月 津波浸水想定区域の公表
 - 平成30年6月～平成31年1月 関係市町村防災担当者勉強会・意見交換会
 - 平成31年2月 津波災害警戒区域指定に係る意見照会【津波法第53条】
- < 意見照会結果 >

 - 鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村・・・異議なし
 - 米子市、境港市・・・指定に伴う影響の住民への丁寧な事前周知が必要
- 令和元年7月10日～8月30日 津波災害警戒区域(案)の事前公表(住民への丁寧な事前周知の一つ)
 - 令和元年8月 市町村担当者への説明会、意見交換
 - 令和元年9月17日 津波災害警戒区域の告示予定

2 津波災害警戒区域(イエローゾーン)等の指定に伴う効果と全国の指定状況

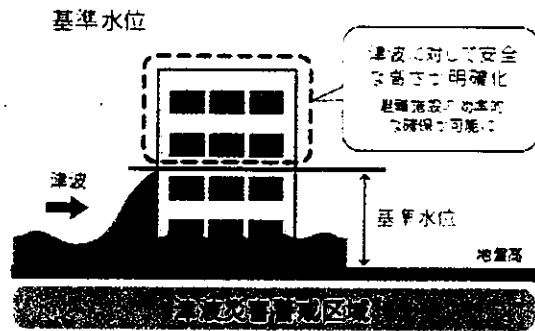
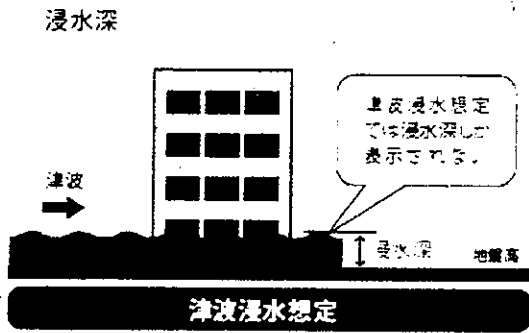
区域	指定に伴う効果等	全国の指定状況
【今回指定】 警戒区域 (イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 建築や開発行為の制限なし 津波に対して適切な避難場所の高さの目安となる「基準水位(※次ページの説明参照)」を公表 市町村の取組強化(ハザードマップの作成周知、避難場所・避難経路の確保、避難訓練の実施等) 要配慮者利用施設の取組強化(避難確保計画作成、避難訓練実施) 宅地建物取引業者の取引時における重要事項説明 	(指定済)13道府県 (中国地方の状況) 山口…H28指定 広島…H31.3.4指定 島根・岡山…未指定
【今後検討】 特別警戒区域 (オレンジゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 建築や開発行為に制限あり(要配慮者利用施設) ※加えて市町村の条例により、特別警戒区域内で要配慮者利用施設以外の住宅等の開発・建築行為を制限する区域を指定できる。(レッドゾーン) 	(指定済) 静岡県伊豆市のみ

3 県の支援策(令和元年度6月補正予算:4,200千円:危機管理政策課)

・警戒区域を含む市町村が津波法の義務規定や各種施策を実施する場合、県が市町村の自己負担の1/2を補助。

【補助対象】 <ul style="list-style-type: none"> ①津波ハザードマップ作成に係る経費 ②津波避難対策の表示板(避難所案内及び標高表示)の作成に係る経費 ③津波対策の学識経験者等を活用した事業(研修会等)等
--

基準水位とは



津波防災地域づくりに関する法律(抜粋)

【津波災害警戒区域】※イエローゾーン

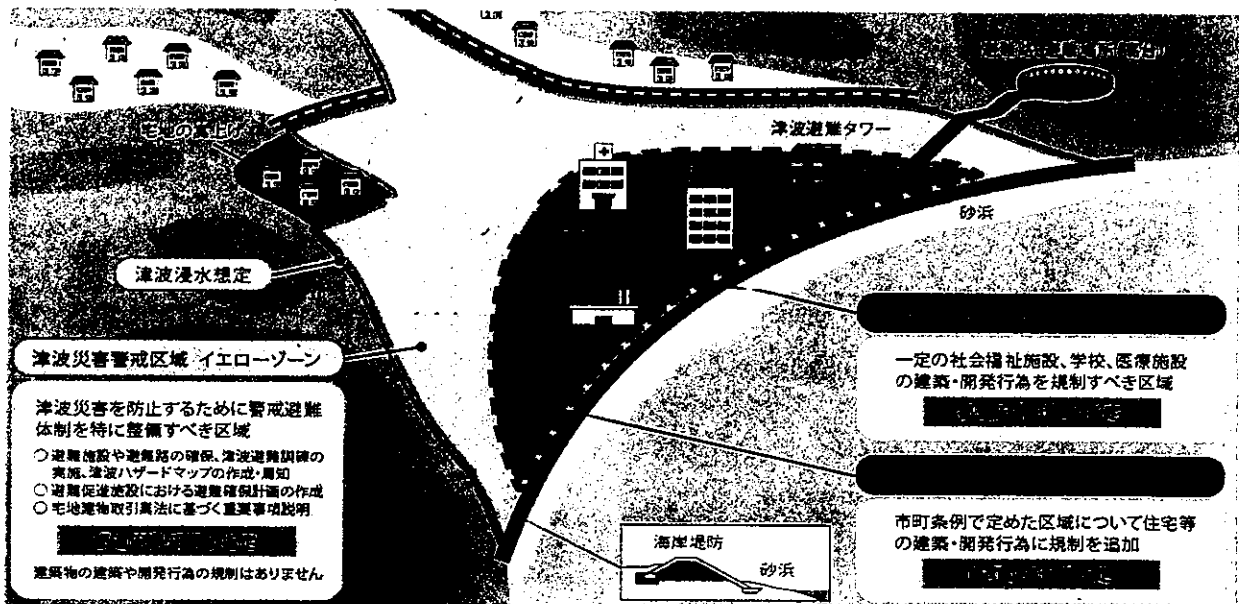
第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5～6 略



【津波災害特別警戒区域】

第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 略

令和元年度鳥取県国民保護実動訓練の実施結果について

令和元年9月13日
危機対策・情報課

国民保護法に基づき、関係機関相互の連携強化等を図ることを目的に、次のとおり国民保護実動訓練を実施しました。

1 実施日時等

- (1) 実施日時 令和元年9月4日(水)午後1時から3時30分まで
- (2) 実施場所 コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク(鳥取市布勢146-1)

2 訓練参加機関

陸上自衛隊第8普通科連隊、鳥取県警察本部、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、日本赤十字社鳥取県支部、公益財団法人鳥取県体育協会、鳥取県危機管理局(総勢6機関109名)

3 実施内容

(1) 第1事案【化学剤散布事案】

<訓練内容>

- ・陸上競技場のメインスタンド中段付近に置かれた紙袋から化学剤(サリン)が噴出し、観客十数名が負傷する事案が発生したという想定で、警察・消防・体育協会職員による被災者の避難誘導、救助訓練、消防・自衛隊による除染訓練及び消防・日赤による被災者の応急救護、搬送訓練を実施した。

(2) 第2事案【爆発物発見事案】

<訓練内容>

- ・第1事案と同一テログループが同公園内に爆発物を設置した旨、インターネット上で犯行声明が出され、同公園内で不審物が発見されたという想定で、警察・自衛隊が処理に要する警戒範囲を設定し、警察の爆発物処理隊が爆発物処理訓練を実施した。



【第1事案】救出救助活動



【第1事案】被災者除染活動



【第1事案】医療活動



【第2事案】爆発物処理

4 訓練成果等

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ受入れが想定されるコカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパークを会場として、テロ事案の緊急対処事態への初動対応要領を確認することができ、関係機関の連携と対処能力の向上を図ることができた。
- ・県消防防災ヘリによる離着陸及び搬送訓練については、機体の不具合により中止したが、事前調整の過程において、離着陸地点や搬送体制を関係者で共有することができた。
- ・今後も関係機関相互の連携を密にするため、情報交換等を行うとともに、実効的な訓練を計画的に実施していく。

岡山県新見市の豪雨災害に対する鳥取県職員災害応援隊の派遣について

令和元年9月13日
危機対策・情報課

9月3日に岡山県北部で発生した大雨により被災した岡山県新見市の早期復旧を支援するため、鳥取県職員災害応援隊を派遣しました。また、派遣に当たって派遣隊員を激励するため、出発式を行いました。

1 職員災害応援隊等の派遣概要

(1) 派遣日程・人数

派遣日程	鳥取県職員 災害応援隊	鳥取県社会 福祉協議会	計	備考
第1陣(9月9日)	7人	3人	10人	日帰り
第2陣(9月10日)	6人	—	6人	〃
第3陣(9月11日)	6人	—	6人	〃
計	19人	3人	22人	

(2) 派遣先 岡山県新見市(新見市災害ボランティアセンター)

(3) 活動内容 流入した土砂・ゴミの撤去、家財の運び出し・片付けなど



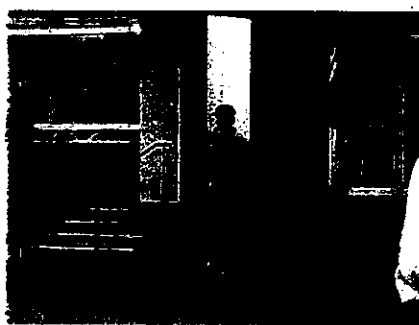
職員災害応援隊の活動状況

2 出発式(第1陣のみ)

(1) 日時・場所 9月9日(月)午前8時・県庁第二庁舎玄関前

(2) 参加者 第1陣派遣隊員(7名)、県社会福祉協議会派遣職員(3名)ほか

(3) 実施内容 ①派遣職員紹介、②知事訓示、③隊長出発報告



出発式(第1陣)の様子

<参考>

○9月3日の豪雨の状況(岡山地方気象台公表資料)

3日の岡山県は、日本海の前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となりました。このため、局地的に雨雲が発達し、北部では記録的な大雨となりました。解析雨量によると、新見市付近では、19時10分までの1時間に約120ミリの猛烈な雨が降りました。また、新見市高尾では、19時までの1時間に103ミリ、新見市千屋では、52.5ミリを観測し、1978年の統計開始以来第1位の記録となりました。

○9月3日の豪雨による新見市の主な被害状況(9/9 15時現在、新見市公表) ※詳細調査中

【人的被害】重傷 1名 【住家被害】全壊 1棟、床上浸水 42棟、床下浸水 185棟

○近年の鳥取県職員災害応援隊の派遣状況

【大阪府北部地震】平成30年6月21日～7月6日(派遣先:大阪府高槻市ほか) 30名(のべ5陣)

【島根県西部地震】平成30年4月11日～20日(派遣先:島根県大田市) 21名(のべ3陣)

【九州北部豪雨】平成29年7月10日～28日(派遣先:福岡県朝倉市) 35名(のべ5陣)

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第55報）

令和元年9月13日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数（開催日）	議題	主な説明内容及び原子力規制委員会のコメント
116回目 （8月22日）	【設計基準 事故対策】	1 外部火災影響評価及び内部火災による損傷防止 補助盤室や運転員控室に固定式消火設備を新たに設置することを説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 固定式消火設備の起動方法について、中央制御室からの手動操作ではなく、自動起動を検討すること。
117回目 （8月27日）	【地震】	1 重大事故等対処施設の耐震設計 重大事故等対処施設の耐震設計では、重大事故による圧力や温度の上昇などによって施設にかかる荷重と地震によって施設にかかる荷重を組み合わせると説明した。 2 地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 追加された規制要求に係る審査として、地震による荷重がかかっても燃料被覆管が損傷しないことを説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 1 重大事故等対処施設の耐震設計 重大事故時発生後、原子炉格納容器に最も大きな荷重がかかるのはフィルタベント実施前であることから、その時の荷重と地震による荷重を組み合わせるとした場合の格納容器の耐震評価結果を示すこと。
118回目 （8月30日）	【地震】	1 周辺斜面の安定性評価 防波壁の両端と接続する地山について、基準地震動に対して十分な安定性を有していることを説明した。
	原子力規制委員会からの主なコメント	○審査継続 ・防波壁と合わせて、防波壁の両端に接続する地山の安定性を確認するため、地震や津波（東日本大震災や中越沖地震、能登半島地震等）による地山の崩壊や地すべりなどの事例について示すこと。 ・地山の現地調査を行う。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況 (ゴシック:審査済)

区分	議題	回数 [*]	主な審査の状況等
申請概要等		5	主要な論点(24項目)を規制庁が提示。審査の進め方を確認。審査説明資料の追加提出について中国電力が説明。
地震	震源を特定して策定する地震動	20	宍道断層の評価長さ等を約39kmとし、宍道断層と鳥取沖西部断層が運動せず、777ガルとすることで(審査済)。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで(審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で(審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことで(審査済)。
	基準地震動	4	震源を特定して策定する基準地震動としてS _s -D、S _s -F1、S _s -F2を、震源を特定せず策定する基準地震動としてS _s -N1、S _s -N2とし、最大で820ガルとすることで(審査済)。
	耐震設計方針	7	設計方針を説明し、今後の審査で論点となることを説明。
	地盤・斜面の安定性	1	防波壁の両端と接続する地山について、基準地震動に対して十分な安定性を有していることを説明した
津波	基準津波	8	日本海東縁部の地震による津波及び敷地前面海域(F-Ⅲ~F-V断層)の地震による津波を基準津波1から基準津波6として策定し、最高水位11.6mとすることで(審査済)。
	耐津波設計方針	4	敷地に津波が侵入せず、海とつながる経路からの津波による漏水の影響もなく、取水機能も保持され、津波防護を達成した設計であることを説明。
重大事故対策	確率論的リスク評価(PRA)	5	重大事故等対策を実施する前のプラントにおいて、重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	4	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	15	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策(電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など)を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
設計基準事故対策	竜巻	5	設計竜巻の最大風速を引き上げ(69m/s→92m/s)。
	火災	7	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	6	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	3	設計上考慮すべき外部事象を選定し、それらによる影響がないことを説明。
	保安電源設備	1	外部送電線の独立性、非常用発電機の多重化及び燃料の確保等を説明。
	静的機器の単一故障等	15	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備、安全施設、燃料プール、エアロゾルのDFを説明。
[年度別審査会合数] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、H31(R1):16回			

* 1回の審査会合で複数の議題を審査しており、年度別審査会合数と一致しない。

島根原子力発電所の保安規定違反（記録誤廃棄）について

令和元年9月13日
原子力安全対策課

8月21日の原子力規制委員会において、令和元年度第1四半期の保安検査の実施状況が報告され、島根原子力発電所において記録（2012年度（平成24年度）分の線量当量率測定記録等：保存期間10年）が誤廃棄されていたとの報告が行われました。

中国電力は、再発防止策を示すとともに、今回の記録を廃棄した処置として、廃棄した記録作成当時に使用した元データ等を用いて、代替となる記録の作成（簿冊の復元）を行い、その内容について島根原子力規制事務所へ説明を行っています。

1 事案の経緯

- 5月16日 記録（「2012年度（平成24年度）分の線量当量率測定記録等」）が平成30年6月27日に廃棄されていることを確認。
社内の不適合判定検討会でBグレード（原子力安全に対する影響が比較的大きい事象）として管理。
島根原子力規制事務所に状況を説明。
関係自治体（2県6市）へ事実関係の情報提供とホームページで公表。
- 7月19日 代替となる記録を作成（簿冊の復元）。
- 8月21日 2019年度第1四半期の保安検査の実施状況等について、原子力規制庁から原子力規制委員会へ報告。
- 8月23日 中国電力に対し危機管理局長から口頭で注意。

2 廃棄した記録

誤って廃棄した記録（「2012年度（平成24年度）分の線量当量率測定記録等」）は、保安規定第100条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）に基づく記録で、実用炉規則第67条（記録）第1項、保安規定第1.1.9条及び第1.8.9条（記録）に基づき10年間の保存が求められている、「線量当量率測定記録」、「線量当量測定記録」、「空气中の放射性物質濃度測定記録」および「表面汚染密度測定記録」の4種類のうち、一部の測定期間の記録（平成24年度分）。

3 中国電力の行った原因分析と再発防止対策

品質記録等の重要な文書を登録する際、業務ラインによる確認プロセスが十分ではなかったこと等を考慮して、文書登録時および廃棄時等の各ステップにおいて、業務ラインによる確認を徹底することにより、担当者一人で判断し業務プロセスが進むことがないように、「文書・記録保管手順書」の見直しを含め、文書の登録・確認・承認の業務プロセス等の充実を図っていく。

4 原子力規制委員会の対応

記録誤廃棄は保安規定等に違反しているが、現在中国電力と島根原子力規制事務所が代替となる記録（復元した簿冊）の内容について確認中であることから、今回の委員会では違反区分の認定は行われていない。

5 鳥取県の対応

5月16日に中国電力より説明を受け、内容の確認を行いました。記録の誤廃棄について遺憾の意を表明し、今後については島根原子力規制事務所の指導・指示に従って対応するよう伝えました。

また、保安規定違反報告後の8月23日には、中国電力の籾根（やぶね）鳥取支社長（兼島根原子力本部副本部長）に危機管理局長から今後適切に対応するよう口頭で注意しました。

今後は、中国電力の処置状況及び改善状況を確認するとともに、原子力規制委員会の違反区分（「監視」等）の認定について注視していきます。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の解析における入力値の誤りについて

令和元年9月13日
原子力安全対策課

8月27日、中国電力株式会社から「島根原発2号機の新規制基準適合性審査の申請書で、重大事故対策が有効に機能するかどうかを評価する解析において、誤った数値を入力して計算していたことを確認した。また既許可の解析にも同様の誤りがあった」と報告がありました。

中国電力は、正しい入力値で再評価を行い、原子炉の圧力や水位の解析結果は従来値と変わらないなど、安全性への影響はないことを確認しているが、今後、原子力規制庁の指導を受けつつ、詳細な確認を行い、再発防止対策等を検討するとしています。

1 事案の経緯

- 8月6日 島根原発2号機の新規制基準適合性審査の重大事故対策の有効性評価において、解析条件に設定ミスがあることが判明。
- 8月7日 中国電力が原子力規制庁に報告。
原子力規制庁から中国電力に対して、他の有効性評価の解析においても同様の事案がないか確認するよう指示。
- 8月26日 水平展開を行い、他の重大事故対策の有効性評価において入力ミスの有無について調査したところ、入力値に誤りがあることが判明。
- 8月27日 中国電力が原子力規制庁に報告し、鳥取県にも報告。
- 8月28日 中国電力が入力値の誤りを公表。(HP公開、県政記者会に資料配付)
- 8月30日 県原子力安全顧問による聞き取りを実施。

2 他の有効性評価の解析の確認

- (1) 島根原発2号機のウラン燃料、MOX燃料に係る既許可においても、同様の入力値の誤りが確認された。
(MOX燃料)
原子力発電所で使い終えた燃料の中には、まだ燃料として再利用できるウランやプルトニウムが残っている。この使用済燃料を再処理することにより取り出したウランとプルトニウムを混ぜ合わせて作ったもの。
- (2) 廃止措置中の島根原発1号機でも同様の入力値の誤りが確認された。
- (3) 建設中の島根原発3号機では、入力値の誤りはなかった。

3 鳥取県の対応

中国電力に対し、引き続き原因究明と再発防止対策を求めています。

- ・8月28日、危機管理局長から中国電力の籾根（やぶね）鳥取支社長（兼島根原子力本部副本部長）に対して、口頭で注意し、原因究明と再発防止対策、緊張感を持った審査への対応を求めた。
- ・8月30日、県原子力安全顧問に状況確認していただき、顧問から原因究明と再発防止対策が必要との指摘があった。

〔資料〕中国電力プレスリリース

(ホームページによるお知らせ)

2019年8月28日
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号機の有効性評価等の解析における 入力値の誤りについて

当社は、このほど、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力：82万kW）の新規制基準への適合性審査における有効性評価^{※1}および既に許可をいただいている原子炉設置変更許可申請（9×9燃料、MOX燃料の採用時）での解析^{※2}における入力値の一部に誤りがあることを確認しました。

この入力値誤りは、原子炉に異常が発生した際の原子炉出力変化を計算する解析の入力値のうち、「原子炉水位低信号による原子炉スクラムの時間遅れ^{※3}」について、委託先のプラントメーカーから、本来1.05秒とすべきところを0.3秒と誤って入力していたとの報告を受け、当社としても確認したものです。

これまでに、既に許可をいただいている島根2号機原子炉設置変更許可申請については、当該誤りを修正した再解析を行い、安全性への影響がないことを確認しました。

また、島根原子力発電所1号機（廃止措置中）の原子炉設置変更許可申請の解析においても同様な入力値の誤りがあることを確認しています。

なお、本件については、昨日、原子力規制庁に報告しています。

今後、原因調査および再発防止対策を行うとともに、同様の誤りがないか確認したうえで正しい入力値を用いた有効性評価等の解析を再度行ってまいります。

※1：発電所における重大事故等対策が有効に機能するか評価を行う。

※2：原子炉等をモデル化し、計算機を用いて圧力・温度等の挙動を評価することで、このたび入力値の誤りがあったのは、原子炉の出力運転中に全給水流量の喪失が起こり、原子炉水位が低下する事象における評価。

※3：原子炉水位の低下により原子炉が緊急停止（スクラム）する場合、検出器で原子炉水位を検知し、スクラム信号を出すことになるが、この検出器での検知に必要な時間を解析では「原子炉スクラムの時間遅れ」として考慮している。

以上

令和元年度鳥取県地域防災推進大会の開催について

令和元年9月13日
消 防 防 災 課

防災活動に特に功績・功労が認められる団体等を表彰するとともに、防災活動に参考となる事例発表及び有識者による講演を行うことにより、防災活動への住民参加の促進等を図り、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、標記大会を下記のとおり開催します。

記

- 1 日時
9月15日（日） 午前9時30分から午後0時30分まで
- 2 場所
鳥取市総合福祉センターさざんか会館 5階 大会議室
(鳥取市富安二丁目104-2 電話 0857-29-7151)
- 3 主催
鳥取県、一般財団法人消防防災科学センター
- 4 参加者
自主防災組織構成員、消防団員、消防職員、自治体職員及び一般県民など約100名
- 5 プログラム

時 間	内 容
09:30～	開会あいさつ
09:35～09:50 (15分)	令和元年度鳥取県自主防災組織等知事表彰式 (功績表彰) 日本郵便株式会社因幡地区連絡会 (団体) (功労表彰) 鳥取市酒津地区自主防災会連絡協議会 (団体) 米子市和田1区防災会 (団体) 前田 雅之 (個人)
10:00～11:30 (90分)	講演 演題：必ずくる震災にどう備え乗り越えるか ～過去に学び、未来に備える～ 講師：名古屋大学 減災連携研究センター センター長・教授 福和 伸夫 (ふくわ のぶお) 氏 (プロフィール) 工学博士、一級建築士、構造設計一級建築士。専門は建築耐震工学、地震工学、地域防災。清水建設(株)を経て、91年より名古屋大学工学部建築学科助教授、97年同大先端技術共同研究センター教授、2001年同大大学院環境学研究科教授、10年同大減災連携研究センター教授、12年より現職。中央防災会議専門調査会委員をはじめ、内閣府・国土交通省・気象庁・消防庁・原子力安全委員会の専門委員なども務める。
11:40～12:30 (50分)	事例発表 ・鳥取市酒津地区自主防災会連絡協議会 ・米子市和田1区防災会

鳥取県西部地震から19年フォーラムの開催について

令和元年9月13日
消 防 防 災 課

平成12年に発生した鳥取県西部地震から今年で19年となります。毎年のように、地震や豪雨による災害が続く中、昨年は7月豪雨・台風により各地で甚大な被害が発生し、鳥取県内でも避難を要する状況になりました。災害発生時、あるいは災害が迫る中での避難行動や、その後の避難所・在宅などにおける避難生活について、昨年の経験も踏まえながらパネルディスカッションによるフォーラムを下記のとおり開催します。

記

- 1 日 時 10月6日(日)午後1時30分から4時まで
※10月6日午前は日野町内一斉防災訓練が行われます。
- 2 場 所 日野町山村開発センター・大集会室(日野町根雨130-1)
- 3 主 催 鳥取県
- 4 対 象 自治会・自主防災組織役員、民生児童委員、老人クラブ、福祉推進員、地域団体・ボランティア団体、県市町村社会福祉協議会役職員、県市町村職員、など関心がある方どなたでも
- 5 テーマ 避難行動と避難生活を考える
～平成30年7月豪雨・台風災害の経験を踏まえて～
- 6 パネルディスカッションの内容

【パネラー・発表内容】

○天野 智さん(あまの さとる:日野町危機管理監)

昨年の7月豪雨、台風豪雨時の日野町内の動きから、状況を判断し、安全な場所に身を置くということ、警報レベルについて、(西部地震に触れながら)豪雨災害時と地震災害時の避難の違い、平時の取り組みの重要性について。

○水野 孝昭さん(みずの たかあき:倉敷市社会福祉協議会生活支援コーディネーター)

倉敷市全体・真備の被害、在宅を含む避難生活者の状況や地域支援、長期にわたる支援について。

○山中 弓子さん(やまなか ゆみこ:復興支援チーム フレンドシップ～こころの居場所 メンタルケアサポート・コミュニティーサポート～)

看護の視点を含め避難所での要配慮者の状況とまなざしを向けた支援、地域の拠点としての関わりについて。

○加川 重之さん(かがわ しげゆき:伯耆町駅前老人クラブ会長)、○仲村 玲子さん(なかむら れいこ:伯耆町社会福祉協議会地域福祉活動推進員)

災害時の避難行動・避難生活を想定した支え愛マップづくりを含めた地域づくりの取り組みについて。

【コーディネーター】

○栞原 英文さん(くわはら ひでふみ:コミュニティエンパワメントオフィスFeelDo代表)

7 その他

10月1日(火)から12月27日(金)までの期間、鳥取県西部地震展示交流センターにて「鳥取県中部地震から3年、暮らし再生への取り組み」と題した企画展示を行います。